堺市都市計画公園(長期未着手)見直しガイドライン

平成 29 年 5 月 堺市

# 目 次

はじめに	1
1. 都市計画公園見直しの背景	2
1.1 本市の都市計画公園の現状	2
1.2 都市計画公園見直しに係る公的動向	7
1.3 社会情勢の変化	10
2. ガイドラインの目的	14
3. 考慮すべき事項	15
3.1 上位計画との整合	15
3.2 人口分布と公園緑地の配置状況	17
3.3 安全・安心のまちづくり(防災・減災)への配慮	18
3.4 都市環境への配慮	19
3.5 歴史的文化資源の保存・活用	19
4. 基本的な考え方	20
4.1 位置付け	20
4.2 見直し対象公園の選定について	20
4.3 見直しの基本姿勢と視点	22
4.4 見直し評価手順(概略)	24
4.5 評価区分の設定	25
5. 住区基幹公園の評価	
6. 今後の都市計画公園見直しについて	31
参考資料	32
資料-1 都市計画公園・緑地について	33
資料-2 「堺市緑の政策審議会(部会)」開催経過	36

## はじめに

都市計画公園は、市民住民の憩いの場、レクリエーションの場であるとともに、環境の保全や景観形成、また災害時の避難場所となるなど、市民生活に欠かせない都市施設の一つです。

本市では、戦後、昭和22年に初めて都市計画公園の計画決定を行い、大浜公園や大仙公園などの大規模な公園を整備してきたほか、市民の身近な利用に供する都市公園を都市開発事業等と連携しながら、順次整備を進めてきました。

現在、大阪府が所管する公園等を除いた、207箇所(約655ha)の公園(緑地等を含む) を都市計画決定しています。平成29年3月末現在、191箇所(約466ha)が開設し、多くの市 民に利用されています。

しかしながら、都市計画決定区域の総面積に対し約3割が未開設となっており、その多く は都市計画決定後、長期間が経過しています。こうした都市計画決定後の時間経過による 社会情勢や周辺状況の変化に伴い、都市計画施設の必要性や役割に変化が生じていること も考えられます。

このような情勢等のなか、最高裁判例でも示されている長期にわたる建築制限への対応、 今後の整備のあり方など、行政の説明責任を果たすため、都市計画公園の必要性等を検証 し、見直しの考え方を明らかにすることとします。

今後は、このガイドラインに基づき、長期にわたり事業が未着手となっている都市計画公園について評価を行い、必要に応じて都市計画変更を行うとともに、整備の優先度を総合的に判断し、計画的に整備を行うことを目的とした、(仮称)都市計画公園整備プログラムを策定し、効果的かつ効率的に公園整備を進めてまいります。

# 1.都市計画公園見直しの背景

## 1.1 本市の都市計画公園の現状

## (1) 都市計画公園の決定及び開設状況

本市では、207 箇所、655.44ha を都市計画決定しています。(大阪府が所管する公園等を除く。) 平成29年3月末時点で、191 箇所、465.53ha が開設されており、開設率は、面積比で約70%となっています。

## ■都市計画公園の現況

種別			都市計画決定	官公園緑地等	開設公園	<b>園緑地等</b>	明·小壶 「L/_]
作里 力リ		箇所数	面積(ha) [a]	箇所数	面積(ha) [b]	開設率 [b/a]	
	街区	[公園	136	38.84	131	36.10	93%
住区基幹公園	近隊	松園	36	106.10	32	90.30	85%
住区季针公园	地区	[公園	15	83.00	9	36.39	44%
	小	計	187	227.94	172	162.79	71%
	総合	公園	6	147.90	6	95.04	64%
都市基幹公園	運動	加公園	2	34.90	2	25.12	72%
	小	計	8	182.80	8	120.16	66%
	風致	公園	4	57.40	3	28.11	49%
特殊公園	墓園	公園	1	48.90	1	14.74	30%
	小	計	5	106.30	4	42.85	40%
公 園	合	計	200	517.04	184	325.80	63%
緑	道		3	49.20	3	52.13	106%
都 市	緑	地	3	80.90	3	81.17	100%
緩衝	緑	地	1	8.30	1	6.43	77%
緑地	合	計	7	138.40	7	139.73	101%
合		計	207	655.44	191	465.53	71%

※開設箇所数は、一部未開設の公園を含む。

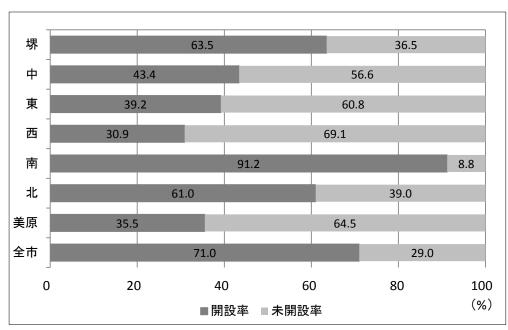
出典:『堺市公園統計資料(平成29年3月末現在)』

## (2) 行政区別整備状況

行政区別の開設率は、平成29年3月末時点で、南区が91.2%と高水準にあります。次いで堺 区が63.5%、北区が61.0%となっています。その他の行政区では50%未満となっています。

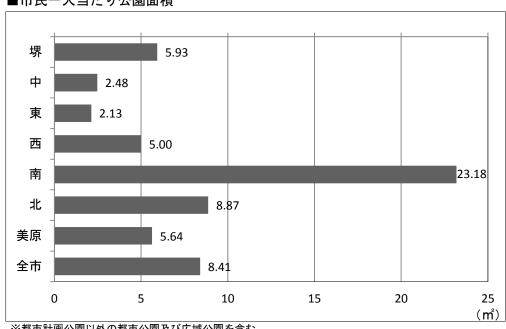
また、市民一人当たりの公園面積においても南区が23.18 ㎡と最も多く、逆に東区は2.13 ㎡、 中区は2.48 ㎡と低水準であり、各行政区の公園整備水準に差があります。

#### ■都市計画公園の開設率(面積比)



出典:『堺市公園統計資料 (平成 29 年 3 月末現在)』

## ■市民一人当たり公園面積



※都市計画公園以外の都市公園及び広域公園を含む

出典:『堺市公園統計資料(平成29年3月末現在)』

## (3) 未開設の都市計画公園

本市では、未開設の都市計画公園は53箇所あり、未開設区域面積は196.5haとなっています。 このうち都市計画決定後50年以上を経過しているのは35箇所、182.5haと大半を占めていま す。

## ■都市計画決定後経過年数と未開設公園

	未開設	未開設都市計画公園(箇所)					
	一部未開設	全域未開設	計	面積(ha)			
10 年未満	2	1	3	1.4			
10 年以上 20 年未満	0	0	0	0.0			
20 年以上 30 年未満	1	0	1	0. 01			
30 年以上 40 年未満	5	1	6	<b>−0.</b> 3 <sup>**</sup>			
40 年以上 50 年未満	6	2	8	12. 9			
50 年以上	23	12	35	182. 5			
計	37	16	53	196. 5			

<sup>※「30</sup> 年以上 40 年未満」の「未開設区域面積」がマイナスとなっているのは、都市計画決定区域外において開設している面積を「開設面積」に含めているため。 (未開設区域面積=「計画面積」-「開設面積」)

出典:『堺市公園統計資料 (平成 29 年 3 月末現在)』

未開設の都市計画公園一覧は下表のとおりであり、都市計画公園決定区域の全域が開設されていない「全域未開設公園」は16箇所、一部が開設されていない「一部未開設公園」は37箇所となります。

## ■未開設の都市計画公園一覧

〇全域未開設公園(16箇所)(うち事業中、他事業を除く公園 14箇所)

種類•種	重別	番号	名 称	所在区	計画決定日	経過年数	計画面積(ha)	開設面積(ha)	備考
		1	中茶屋公園	東	S40.07.29	52	0.80	0.00	
		2	高松公園	東	S40.07.29	52	0.40	0.00	
	街区	3	守屋池公園	西	S40.07.29	52	0.90	0.00	
		4	五箇荘公園	北	S57.08.16	35	0.12	0.00	
		5	松屋大和川通公園	堺	H27.12.21	2	0.46	0.00	※他事業
		6	浜寺元町公園	西	S34.04.18	58	1.8	0.00	
住区基幹	近隣	7	万崎公園	西	S40.07.29	52	2.1	0.00	
公園	X1194	8	柏原池公園	中	S46.03.29	46	2.7	0.00	
五国		9	新堀公園	北	S49.06.05	43	1.6	0.00	※事業中
		10	英彰公園	堺	S22.01.14	70	3.5	0.00	
		11	南八下東公園	東	S40.07.29	52	3.6	0.00	
	地区	12	中百舌鳥公園	北	S40.07.29	52	3.8	0.00	
	地区	13	天神公園	東	S40.07.29	52	7.1	0.00	
		14	陶器公園	中	S40.07.29	52	4.0	0.00	
		15	菱木公園	西	S40.07.29	52	7.0	0.00	
都市基幹 公園等	風致	16	福泉公園	西	S40.07.29	52	17.0	0.00	

〇一部未開設公園(37箇所)(うち事業中、他事業を除く公園 33箇所)

種類•種別		番号	名 称	所在区	計画決定日	経過年数	計画面積(ha)	開設面積(ha)	備考
		1	三国ヶ丘公園	堺	S31.10.19	61	0.58	0.37	※事業中
		2	宮本町公園	西	S34.04.18	58	0.12	0.08	
		3	第3北花田公園	北	S46.03.29	46	0.98	0.54	
		4	浜寺石津西公園	西	S47.12.27	45	0.13	0.29	
	街区	5	日置荘西町公園	東	S49.05.30	43	0.10	0.09	
		6	協和町東公園	堺	S58.12.14	34	0.40	0.39	
		7	毛穴西公園	中	S62.12.01	30	0.20	0.05	
		8	長曾根中池公園	北	H07.12.22	22	0.50	0.49	
		9	松屋町公園	堺	H28.12.21	2	0.49	0.27	※他事業
		10	錦西公園	堺	S22.01.14	70	1.5	0.17	
		11	土塔町公園	中	S34.04.18	58	3.2	1.81	
		12	いたすけ公園	北	S34.04.18	58	3.4	0.35	
		13	金岡東第1公園	北	S39.09.03	53	2.3	2.27	
住区基幹		14	向陵公園	堺	S40.02.06	52	1.7	1.51	
公園	近隣	15	南八下西公園	東	S40.07.29	52	2.0	0.93	
	ルルサ	16	深井北町公園	中	S40.07.29	52	1.1	1.17	
		17	鈴の宮公園	中	S40.07.29	52	3.5	1.35	
		18	大和川河川公園	堺	S43.12.28	49	1.0	0.78	
		19	大浜北公園	堺	S51.02.06	41	2.0	1.97	
		20	大池公園	美原	S57.08.13	35	1.9	2.25	
		21	金岡東第3公園	北	H26.02.12	3	2.1	1.42	※他事業
		22	三宝公園	堺	S22.01.14	70	6.6	3.17	
		23	東雲公園	堺	S34.04.18	58	4.0	1.25	
		24	登美丘北公園	東	S40.07.29	52	3.5	1.07	
	地区	25	登美丘南公園	東	S40.07.29	52	3.9	0.25	
		26	水賀池公園	中	S40.07.29	52	6.3	1.98	
		27	向ヶ丘公園	西	S40.07.29	52	4.3	4.14	
		28	霞ヶ丘公園	西∙堺	S40.07.29	52	4.7	3.51	
		29	大仙公園	堺∙西	S22.01.14	70	81.1	37.30	
	総合	30	白鷺公園	東	S40.07.29	52	10.0	9.00	
		31	舟渡池公園	美原	S52.08.01	40	10.0	1.97	
都市基幹	運動	32	原池公園	中	S40.07.29	52	17.5	7.41	※事業中
公園等	風致	33	御陵山公園	北・中	S40.07.29	52	13.8	1.59	
ム国寺	墓園	34	堺公園墓地	南	S24.01.21	68	48.9	14.74	
	緑地	35	栂緑地	南	S62.01.28	30	6.2	7.05	
		36	光明池緑地	南	S62.01.28	30	34.3	33.58	
	緩衝	37	土居川公園	堺	S22.01.14	70	8.3	6.43	

<sup>※</sup>計画面積については、都市計画図書に記載されているとおり、街区公園は、小数点第2位までとし、それ以外の公園は、

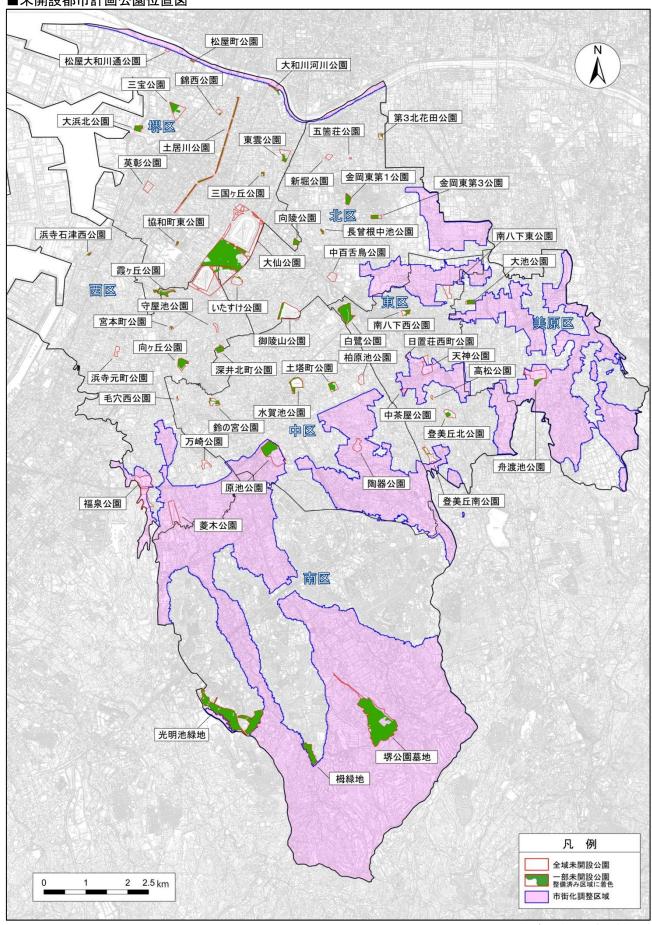
出典:『堺市公園統計資料(平成29年3月末現在)』

小数点第1位までとする。開設面積については、小数点第2位までとする。

<sup>※</sup>事業中とは、未開設区域全域が、公園事業として事業中(事業認可済みである場合等)の公園

<sup>※</sup>他事業とは、土地区画整理事業等により事業中あるいは事業予定の公園

## ■未開設都市計画公園位置図



(平成 29 年 3 月末現在)

## 1.2 都市計画公園見直しに係る公的動向

#### (1) 長期にわたる建築制限に対する最高裁判例

都市計画施設等の区域内の建築行為については、将来の事業を円滑に推進するため、都市計画 法第53条の規定により、建築の制限がかけられています。

長期都市計画制限に係る訴訟提起として、平成17年に岩手県盛岡市において60年以上未着手となっていた都市計画道路の建築制限に対する損失補償請求についての最高裁判所の判決がありました。

補償について、原告の主張は棄却されたものの、1人の裁判官から補足意見として「建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならず、60年をも超える長きにわたって制限が課せられている場合に、単に建築制限の程度から損失補償の必要はないという考え方は大いに疑問である。」と出されました。これにより、建築制限の期間を考慮せずに受忍の範囲内とするこれまでの考え方について意見が示されたことになります。これは都市計画公園についても同様であり、対処すべき課題であります。

#### ■訴訟事例

#### 最高裁判決(H17.11.1)盛岡市における市道区域決定処分取消等請求訴訟【抜粋】

#### 〇訴訟内容

昭和13年に都市計画決定された都市計画道路の区域内に土地・建物を所有する原告が長年にわたり建築制限を受けたとして賠償等を求めた裁判。

#### 〇判決内容

都市計画法第53条の建築制限が課せられることによる損失については、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということが困難であることから、損失の補償請求はできない、との判決が出され、最高裁判所では上告が棄却されたが、以下のような補足意見が提示されている。

#### 〇補足意見

公共の利益を理由として建築制限が損失補償を伴うことなく認められるのは、都市計画の実現を担保するために必要不可欠であり、かつ、権利者に無補償での制限を受忍させることに合理的な理由があることが前提である。建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならず、60年をも超える長きにわたって制限が課せられている場合に、単に建築制限の程度から損失補償の必要はないという考え方は大いに疑問である。

#### (2) 国の動向

## ①都市計画運用指針

都市計画運用指針とは、国が「今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたい」という趣旨により、示されているものです。

都市計画運用指針では、都市計画の運用に当たり、「適時適切な都市計画の見直し」、「都市施設に関する都市計画の見直しの考え方」及び「公共空地(公園・緑地等)の都市計画の変更」

として、下表のとおり示されています。

また、人口減少社会へと突入するにしたがって、都市計画制度の運用にあたっては、新規決定や追加のみならず、見直し・変更を重視することが望ましいとされています。

ただし、その一方で都市計画決定の趣旨から、変更については慎重な検討を求めています。

#### ■都市計画運用指針における都市計画の見直しについて

#### ○適時適切な都市計画の見直し

長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、<u>見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく</u>、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。

#### ○都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わりうるものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

#### 〇公共空地の都市計画の変更

公共空地の都市計画は、経済社会情勢の変化に応じた都市の将来像の見直しに対応して都市計画 区域全体の緑地の配置計画を見直した結果として、都市計画を変更した方が公園等の公共空地の適 正な配置のためにより有効となる場合、あるいは<u>適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連</u> する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつ つ、変更することが望ましい。このことは、単にその整備が長期にわたり着手されないことのみの 理由で都市計画を変更することには相当しない。

なお、我が国の公園等の公共空地の整備水準が欧米諸国に比較しても低位であり依然として不足している状況にあるとともに、公園等の機能を有しない施設等により侵食されやすい性格を有する。このため、公園等の公共空地は長期的な視点で必要な水準を確保するべく都市計画決定されている趣旨から高い継続性、安定性が要請されていることに鑑み、区域の一部の変更であってもその見直しの必要性は慎重に検討することが望ましい。

出典:『国土交通省 都市計画運用指針 第8版(平成27年1月改定)』

#### ②都市公園の設置基準に関する法令改正

従来、都市公園を設置する場合には、都市公園法施行令に定める都市公園の配置、規模等に関する技術的基準に適合するよう設置基準を定めていたところです。

近年の地方分権の考えから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)」の公布(平成23年8月)による都市公園法等の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準は、同法を参酌した

上で地方公共団体自らが条例に定めることとされました。

これを受け、本市では、都市公園の設置基準等を堺市公園条例に規定しています。(平成 24 年条例改正)

## (3) 政令指定都市等の動向

近年、全国の都市で都市計画公園の見直しに関する取り組みが実施されています。

大阪府では、平成25年に府内市町村向けの指針である「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」を示しています。

また、政令指定都市においても、下表のとおりガイドライン、方針等の策定が実施されています。

■ガイドライン・方針策定済みの政令指定都市(平成28年3月末現在)

No.	政令指定都市名	資料名称(タイトル)	策定日·公表日
1	名古屋市	長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの 方針と整備プログラム	平成20年3月
2	川崎市	長期未整備公園緑地の対応方針	平成23年1月
3	京都市	都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業 の見直し指針	平成24年12月
4	大阪市	長期に事業未着手となっている都市計画 公園・緑地の見直し素案について	平成25年8月
5	静岡市	都市計画公園見直しガイドライン	平成25年11月
6	浜松市	浜松市都市計画公園見直し方針と整備の 優先順位付け方針	平成26年6月

出典:『各自治体ホームページ等』

## 1.3 社会情勢の変化

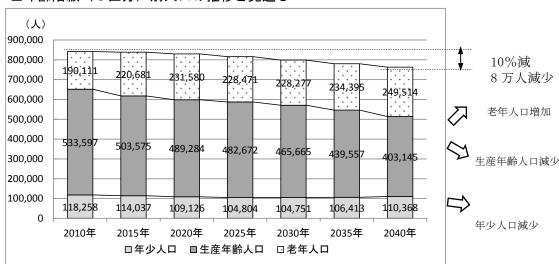
#### (1) 少子高齢化と都市化の変遷

堺市における人口動態は、2040年には、2010年より8万人、比率にして10%の人口が減少すると予測されています。少子・高齢化により、高齢者は現在の約1.3倍に増え、年少者は減少傾向にあると予測されます。

これらにより、公園緑地を利用する年齢層や利用形態も変わっていくことが予想され、今後は、 公園整備量とともに施設内容の在り方についても検討が必要と考えられます。

また、市街化の傾向を示す人口集中地区の面積は、昭和 40 年~55 年にかけて急速に拡大しましたが、昭和 60 年以降その伸びは鈍化しているため、市街地の拡大を前提に計画された都市計画公園については、見直す必要があります。

#### ■年齢階級(3区分)別人口の推移と見通し



出典:『堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月策定)』

#### ■本市の人口集中地区の面積と全市に対する構成比の推移



出典:『総務省 国勢調査(平成22年)』

#### (2) 防災・減災対策の重要性

都市公園は、延焼防止、避難地、災害救援活動拠点などの機能を有するものであり、都市の防災性、安全性の確保を担う重要な都市施設です。近年、東日本大震災を受けて、南海トラフ巨大地震等の災害時に備えた防災対策の推進が重要になっており、安全安心のまちづくりの観点から、都市公園の防災上の役割を十分に考慮する必要があります。

本市の「堺市地域防災計画(平成26年12月改訂)」においても、都市公園の防災上の役割について以下のように示しています。

#### ■堺市地域防災計画における都市公園の整備

#### ○都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画(平成25年3月改訂)」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」(建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修(当時))、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課)を参考にする。

#### ・広域避難地の機能を有する都市公園の整備

周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する概ね面積 10ha 以上の都市公園(面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積 10ha 以上となるものを含む。)を整備する。

・一次避難地の機能を有する都市公園の整備

地域住民の集結場所・消火救援活動の拠点として機能する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

・災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を 発揮する都市公園(後方支援活動拠点(大阪府)、地域防災拠点となる都市公園)の整備を促進する。

帰宅行動支援に資する都市公園の整備

帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な収容、飲料水や災害用トイレの提供など帰宅行動支援に資する都市公園を整備する。

災害応急対策施設の設置

避難地又は避難路における災害応急対策に必要となる施設(耐震性貯水槽、屋外子局等の放送施設、 指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等)を設置する。

出典:『堺市地域防災計画(平成26年12月改訂)』

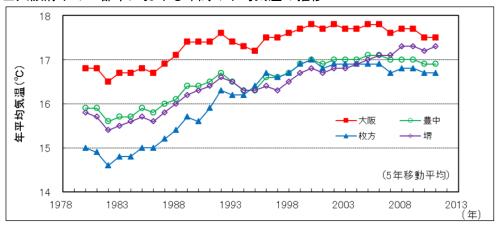
#### (3) 都市環境の悪化への対応

近年、我が国の都市部においては、地球温暖化の影響に加えヒートアイランド現象の進行による夏季の高温化が大きな社会問題となっています。本市の年平均気温等は、府内の他都市と比較しても、上昇、増加傾向にあり、今後ますますヒートアイランド現象が顕著になることが懸念されます。本市においては、「堺市、ヒートアイランド対策指針(平成20年3月)」を策定し、「樹木や水面などの冷却作用の利活用」として、「公園整備」「農地やため池・農業用水路の保全」「水と緑のネットワーク化」等に取り組むものとしています。

また、生物多様性の面においては、近年、開発などによる生態系の破壊、生活の変化に伴う里地 里山の変化などにより、それまで身近に見られた動植物の生息・生育場所となっていた草地・農地 といった環境も縮小し、急速に多様な生き物が絶滅しつつあります。

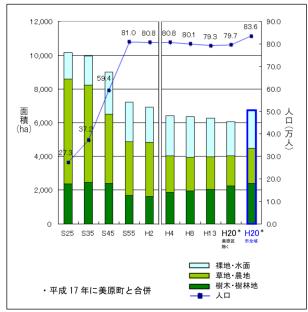
本市においては、「生物多様性・堺戦略(平成25年3月)」を策定し、古墳、社寺林、公園といった都市における緑地等、堺に残る自然環境を保全し、新たに生物多様性に寄与する生態系を再生・創造し、継承していくことで、豊かな生物相を育むこととしています。

#### ■大阪府下の4都市における年間の平均気温の推移



出典:『おおさかヒートアイランド対策推進計画(平成27年3月 大阪府 大阪市)』

## ■人口と緑被面積の推移



出典:『堺市緑の基本計画(平成25年3月改定)』

## (4) 歴史文化を活かしたまちづくりへの機運の高まり

本市は、百舌鳥古墳群をはじめとして、全国的にも有数の歴史的文化資源を有しています。それら市内の各地域に残る歴史的建造物及び伝統文化を保存するとともに、活用したまちづくりの推進を図るため、「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

この計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年 11 月施行)」(通称:歴史まちづくり法) に基づくもので、計画を平成 25 年 9 月 17 日付けで国(文部科学省、農林水産省、国土交通省) に認定申請を行ない、平成 25 年 11 月 22 日に認定を受けました。

本市を含め、これまでの全国の歴史的風致維持向上計画の認定数は、平成28年1月25日現在で51市町となっており、大阪府内では本市が初めての認定です。



出典:『堺市ホームページ』

### ■「堺市歴史的風致維持向上計画」の概要

#### 〇計画期間

平成 25 年度~平成 34 年度 (10 年間)

#### ○策定の背景及び目的

本市の歴史的背景や様々な特性、歴史上価値の高い建造物をはじめとする文化財などを整理したうえで、市域全域に拡がる歴史的風致を調査するとともに、この歴史的風致を維持向上するための方向性を示すため、歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

#### 〇堺市の維持向上すべき歴史的風致

- 1. 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致
- 2. 月見祭(つきみまつり)・百舌鳥精進(もずしょうじん)にみる歴史的風致
- 3. 伝統産業にみる歴史的風致
- 4. 神輿渡御祭(みこしとぎょさい)にみる歴史的風致
- 5. 茶の湯にみる歴史的風致
- 6. こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致
- 7. 海浜部の行楽にみる歴史的風致

#### 〇重点区域

- ・「百舌鳥古墳群及び周辺区域」 約617ヘクタール
- ・「環濠都市区域」 約250ヘクタール

出典:『堺市歴史的風致維持向上計画(平成25年11月策定)』

# 2.ガイドラインの目的

未着手となっている都市計画公園は、長期にわたる建築制限が課題となっている一方、少子高齢化や、 防災・減災対策の重要性、都市環境の悪化への対応、歴史文化を生かしたまちづくりへの機運の高まり など、取り巻く社会的環境の変化により、事業化の必要性そのものも課題となっています。

そのため、本ガイドラインは、長期にわたり事業が未着手となっている都市計画公園を対象に、現在 の公園整備水準、社会情勢の変化、本市の将来像等を踏まえ、見直しに当たり考慮すべき事項を整理す るとともに、見直しの基本的な考え方として、基本姿勢と視点を設定し、それに基づいた評価項目と評 価手順を示すことを目的とします。

## 3.考慮すべき事項

都市計画公園の見直しに当たっては、上位関連計画等との整合を図り、本市の特性等を考慮しながら進める必要があります。以下に見直しに当たり考慮すべき事項を示します。

## 3.1上位計画との整合

#### (1) 堺市マスタープラン

堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」の基本構想の下での、まちづくりの基本的な方向性と取組を示した「堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』(計画期間:平成23年度~平成32年度)」では、めざすべき堺市の将来像である「未来へ飛躍する自由・自治都市 - 安らぎ・楽しみ・活躍する場として「希まれるまち」へ -」を将来像としています。

「まちづくりを進める基本的な考え方」のうち「都市空間形成の方向性」を下表のように示しています。

#### ■堺市マスタープランにおける都市空間形成の方向性

#### ○活力あふれる都市空間の形成

・地域拠点をはじめ各拠点の持つ特性や既存のストックを活かしながら時代に即した都市機 能の更新や集積を図り、都市活力と生活利便性を向上させる。

#### 〇居住魅力あふれる都市空間の形成

- ・<u>歴史と文化を身近に感じられ、</u>快適で質の高い居住環境を確保し、住みたくなる、住み続けたくなる居住魅力を創出する。
- ・水と緑を活かした良好な都市環境を創出し、潤いと活力ある地域づくりを進める。

## ○環境と共生する都市空間の形成

- ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、良好な自然環境や農空間の保全・再生・活用を図ります。
- ・都市機能が拡散しない都市空間の形成を図るとともに、<u>都市活動における環境への負荷を</u> 軽減させる。

#### 〇安全で安心して暮らせる都市空間の形成

- ・道路等の社会資本の計画的かつ適正な維持管理やユニバーサルデザインの推進などにより、 誰もが安全で安心して活動できる良好な都市空間を形成する。
- ・災害に強い都市づくりを推進する。

出典:『堺市マスタープラン (平成23年3月策定)』

#### (2) 堺市都市計画マスタープラン

本市における都市計画に関する基本的な方針を定めた「堺市都市計画マスタープラン(平成24年12月改定・目標年次:平成32年度)」)では、「都市環境の基本的考え方」を下表のように示しています。

#### ■堺市都市計画マスタープランにおける都市環境の基本的考え方

- ○海から丘陵に至る本市が有する緑と水などの都市空間は、自然環境だけでなく、レクリエーションや防災等 多様な機能を有しており、日常の快適性とともに、人々の生活に密着した役割を発揮するものである。
- ○このような都市の貴重な財産である残された緑や自然環境の保全・回復を図るとともに、広域的な公園・緑地から身近な緑の空間形成を図る。
- ○特に都市計画公園については、公園全体の整備方針や管理運営のあり方を整理し、個々の公園の位置づけを 明確にした上で、その必要性を検証する。
- ○また、公園などの公共施設や社寺、ため池など特色ある資源を活かしつつ、市民・企業・行政の連携の強化 を図り、多様な主体がともに取り組む体制づくりを進める。

出典: 『堺市都市計画マスタープラン(平成24年12月策定)』

## (3) 堺市緑の基本計画

本市の緑の保全・創出・育成に関する施策の指針を定めた「堺市緑の基本計画(平成25年3月改定・目標年次:平成33年)」では、「都市公園の整備」を下表のように示しています。

#### ■堺市緑の基本計画における都市公園の整備

- ○近年、公園緑地の整備量は厳しい財政状況のなかで減少傾向にある。
- ○今後は、区域間のバランスと特性や公園ごとの役割に配慮しながら、身近に歩いて行ける公園から大規模な 公園まで、重点的に整備する公園緑地を定め、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進する。
- ○平成 33 年度末までに、おおむね 27ha の都市公園を新たに開設することを目標とする。
- ○長期未整備となっている都市計画公園については、都市計画の見直しや公園整備の進め方について検討し、 整備を進めていく。
- ○都市公園の開設目標については、下表の通りであり、早期に整備する主要な都市公園は大仙公園、原池公園、 天神公園、新堀公園、平尾南街区公園である。

#### 都市公園の開設目標

種類	種別	現状値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 33 年度)
住区基幹公園	街区公園 近隣公園 地区公園	215 ha	226 ha
都市基幹 公園	総合公園 運動公園	119 ha	134 ha
特殊公園	風致公園 歴史公園 墓 園	44 ha	44 ha
大規模公園	広域公園	140 ha	141 ha
緩往	道 市緑地	175 ha	175 ha
合	合 計 693 ha		720 ha
市民一人当7	たりの公園面積	8. 2 ㎡/人	8. 7 ㎡/人 <sup>注</sup>

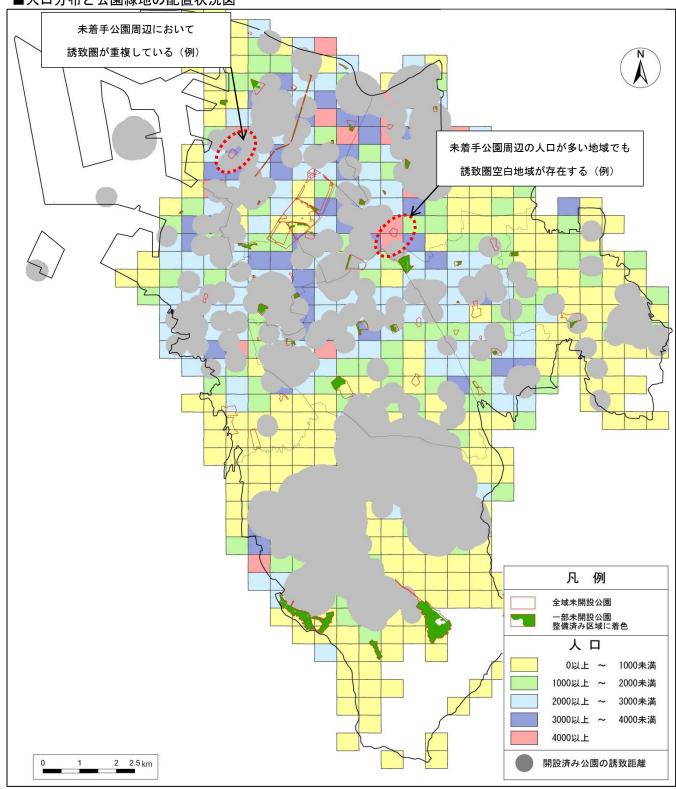
出典:『堺市緑の基本計画(平成25年3月改定)』

## 3.2人口分布と公園緑地の配置状況

住区基幹公園の誘致圏を、街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1km で描くと、現状の都市公園の配置では、未着手公園周辺の人口の多い地域でも誘致圏の空白地域が存在していることがわかります。

一方で、既存の公園によって誘致圏が重複している地域も存在するため、堺市全域における都 市公園の適正配置といった視点も考慮すべきと考えられます。

## ■人口分布と公園緑地の配置状況図



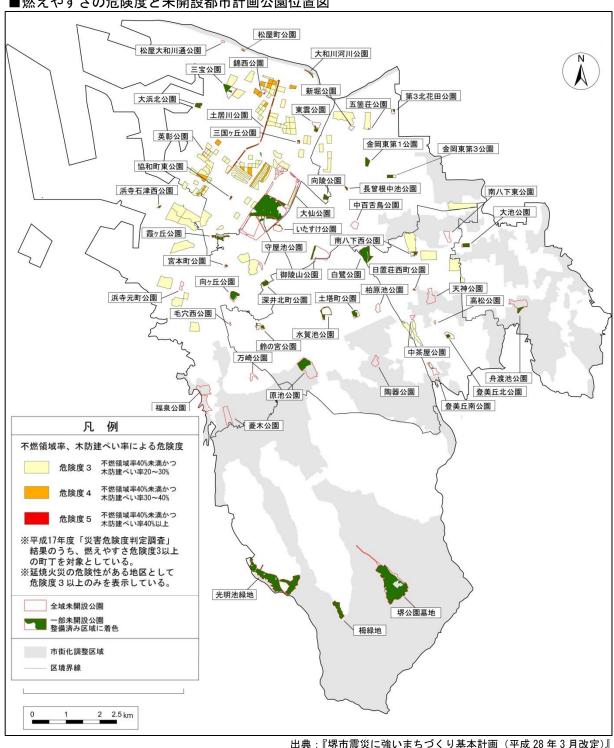
(平成29年3月末現在)

## 3.3 安全・安心のまちづくり(防災・減災)への配慮

本市が実施した「災害危険度判定調査(地区内の燃えやすさ)」では、都心・周辺市街地に危険 度の比較的高い地区が存在しています。これらの地区内では、公園の不燃性による延焼防止機能 の向上がより求められます。

また、公園は、災害時の避難場所(広域避難地・一次避難地)や避難経路、救援物資輸送の拠 点としても機能しています。これら都市公園の防災機能は、市街地における防災性を向上し、市 民が安全で安心して暮らせる都市空間を形成するために重要であり、考慮が必要です。

## ■燃えやすさの危険度と未開設都市計画公園位置図



## 3.4 都市環境への配慮

近年のヒートアイランド現象や生物多様性の観点において、都市公園を活用した対策が進められています。

また、本市の緑地、河川、ため池等は、クールスポット、生物の生育場所としても機能しており、 都市計画公園の見直しに当たっては、都市環境の保全の視点からも検討を進める必要があります。

## 3.5 歴史的文化資源の保存・活用

現在、本市では、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録への取り組みを進めています。多様な文化と自然の価値を認め合い、貴重な遺産を次世代に継承するために守っていくことは、世界遺産の重要な目的の一つです。

また、本市では、上記に示す「百舌鳥・古市古墳群」をはじめとして、全国的にも有数の歴史的 文化資源を有しています。

そのため、都市計画公園見直しに当たっては、「堺市歴史的風致維持向上計画」と合わせて、古墳等の史跡、天然記念物となっている樹木、歴史的建造物などの歴史的文化資源を次世代に引継いでいくためにも、それらを保存・活用するという視点を考慮する必要があります。

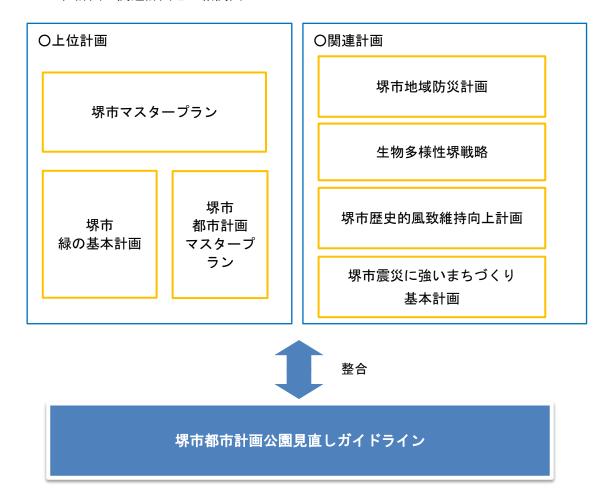
## 4.基本的な考え方

## 4.1 位置付け

「ガイドライン」を本市で長期にわたり事業に未着手となっている都市計画公園の見直しの指針とします。

また、「堺市マスタープラン」、「堺市都市計画マスタープラン」、「堺市緑の基本計画」を上位計画とし、同時に公園の持つ機能と関連の深い「堺市地域防災計画」、「生物多様性堺戦略」、「堺市歴史的風致維持向上計画」を関連計画とし、これら計画との整合を図るものとします。

#### ■上位計画・関連計画との相関図

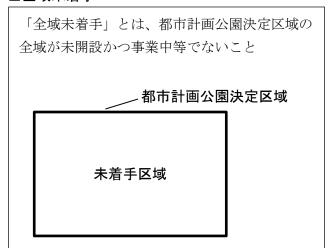


#### 4.2 見直し対象公園の選定について

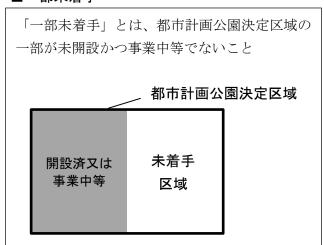
見直し対象は、未開設の都市計画公園(53箇所)のうち、事業中等の公園(公園事業として事業中、又は他事業として事業中若しくは事業予定の公園)を除く、都市計画公園決定区域の全域及び一部に未着手区域を有する公園とします。

以上のことから、見直し対象公園は、次に示す 47 箇所の都市計画公園になります。そのうち、 全域未開設公園は 14 箇所、一部未開設公園は 33 箇所となります。

## ■全域未着手



## ■一部未着手



## ■見直し対象公園一覧(47箇所)

〇全域未開設公園(14 箇所)

(平成 29 年 3 月末現在)

種類•種	種類•種別		名 称	所在区	計画決定日	経過年数	計画面積(ha)	開設面積(ha)
		1	中茶屋公園	東	S40.07.29	52	0.80	0.00
	街区	2	高松公園	東	S40.07.29	52	0.40	0.00
	田区	3	守屋池公園	西	S40.07.29	52	0.90	0.00
		4	五箇荘公園	北	S57.08.16	35	0.12	0.00
		5	浜寺元町公園	西	S34.04.18	58	1.8	0.00
住区基幹	近隣	6	万崎公園	西	S40.07.29	52	2.1	0.00
公園		7	柏原池公園	中	S46.03.29	46	2.7	0.00
五国		8	英彰公園	堺	S22.01.14	70	3.5	0.00
		9	南八下東公園	東	S40.07.29	52	3.6	0.00
	地区	10	中百舌鳥公園	北	S40.07.29	52	3.8	0.00
	地区	11	天神公園	東	S40.07.29	52	7.1	0.00
		12	陶器公園	中	S40.07.29	52	4.0	0.00
		13	菱木公園	西	S40.07.29	52	7.0	0.00
都市基幹 公園等	風致	14	福泉公園	西	S40.07.29	52	17.0	0.00

#### 〇一部未開設公園(33箇所)

種類•種別		番号	名 称	所在区	計画決定日	経過年数	計画面積(ha)	開設面積(ha)
		1	宮本町公園	西	S34.04.18	58	0.12	0.08
		2	第3北花田公園	北	S46.03.29	46	0.98	0.54
		3	浜寺石津西公園	西	S47.12.27	45	0.13	0.29
	街区	4	日置荘西町公園	東	S49.05.30	43	0.10	0.09
		5	協和町東公園	堺	S58.12.14	34	0.40	0.39
		6	毛穴西公園	中	S62.12.01	30	0.20	0.05
		7	長曾根中池公園	北	H07.12.22	22	0.50	0.49
		8	錦西公園	堺	S22.01.14	70	1.5	0.17
		9	土塔町公園	中	S34.04.18	58	3.2	1.81
		10	いたすけ公園	北	S34.04.18	58	3.4	0.35
		11	金岡東第1公園	北	S39.09.03	53	2.3	2.27
A D 甘松		12	向陵公園	堺	S40.02.06	52	1.7	1.51
住区基幹 公園	近隣	13	南八下西公園	東	S40.07.29	52	2.0	0.93
公园		14	深井北町公園	中	S40.07.29	52	1.1	1.17
		15	鈴の宮公園	中	S40.07.29	52	3.5	1.35
		16	大和川河川公園	堺	S43.12.28	49	1.0	0.78
		17	大浜北公園	堺	S51.02.06	41	2.0	1.97
		18	大池公園	美原	S57.08.13	35	1.9	2.25
		19	三宝公園	堺	S22.01.14	70	6.6	3.17
		20	東雲公園	堺	S34.04.18	58	4.0	1.25
		21	登美丘北公園	東	S40.07.29	52	3.5	1.07
	地区	22	登美丘南公園	東	S40.07.29	52	3.9	0.25
		23	水賀池公園	中	S40.07.29	52	6.3	1.98
		24	向ヶ丘公園	西	S40.07.29	52	4.3	4.14
		25	霞ヶ丘公園	西∙堺	S40.07.29	52	4.7	3.51
		26	大仙公園	堺·西	S22.01.14	70	81.1	37.30
	総合	27	白鷺公園	東	S40.07.29	52	10.0	9.00
		28	舟渡池公園	美原	S52.08.01	40	10.0	1.97
都市基幹	風致	29	御陵山公園	北·中	S40.07.29	52	13.8	1.59
公園等	墓園	30	堺公園墓地	南	S24.01.21	68	48.9	14.74
	緑地	31	栂緑地	南	S62.01.28	30	6.2	7.05
	祁旭	32	光明池緑地	南	S62.01.28	30	34.3	33.58
	緩衝	33	土居川公園	堺	S22.01.14	70	8.3	6.43

<sup>※</sup>計画面積については、都市計画図書に記載されているとおり、街区公園は、小数点第 2 位までとしそれ以外の公園は、小数点第 1 位までとする。開設面積については、小数点第 2 位までとする。

## 4.3 見直しの基本姿勢と視点

「都市計画公園見直しの背景」、「ガイドラインの目的」及び「考慮すべき事項」を受けて、「見直しの基本姿勢」として、「社会情勢、公園を取巻く環境の変化を考慮」、「公園整備量の地域差を 考慮」及び「長期的視点からの慎重な対応」を設定します。

「見直しの視点」として、まず「評価区分の設定」では、公園の求められる機能に応じた評価 区分を設定します。

次に、「必要性評価」では、上位計画での位置付けの確認、都市公園適正配置の検証、都市公園の機能についての必要性検証、身近な地域の公園整備水準の検証を評価の視点として設定します。次に、「実現性評価」と「廃止後の土地利用等への配慮」では、周辺土地利用及び都市計画等への配慮、樹林地及びため池等緑空間の保全を評価の視点として設定します。これらの評価の視点を後述の評価に反映することとします。

#### ■ガイドラインの概念図

## 都市計画公園見直しの背景

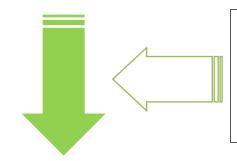
都市計画公園の現状

都市計画公園見直しに係る公的動向

社会情勢の変化

## ガイドラインの目的

長期未着手都市計画公園について見直しの基本的な考え方を示す



#### 考慮すべき事項

- ①上位計画との整合
- ②人口分布と公園緑地の配置状況
- ③安全・安心のまちづくり(防災・減災)への配慮
- ④都市環境への配慮(ヒートアイランド現象、生物多様性)
- ⑤歴史的文化資源の保存・活用

#### 見直しの基本姿勢

- ○社会情勢、公園を取巻く環境の変化を考慮
- ○公園整備量の地域差を考慮
- ○長期的視点からの慎重な対応

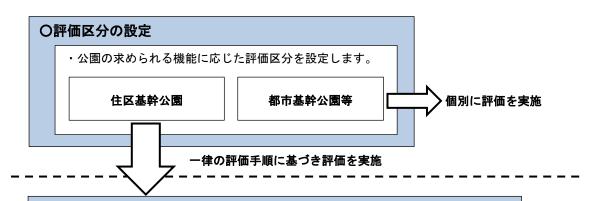
### 見直しの視点

- 〇評価区分の設定
  - ・求められる機能に応じた評価区分の設定
- 〇必要性評価(関連考慮事項①②③④⑤)
  - ・上位計画での位置付けの確認
  - 誘致圏空白地域の存在を考慮した都市公園適正配置の検証
  - ・「防災」、「環境」、「景観」、「利用(レクリエーション・遊び場)」の必要性検証
  - 身近な地域の公園整備水準の検証
- ○実現性評価と廃止後の土地利用等への配慮(関連考慮事項④)
  - ・周辺土地利用、都市計画等への配慮
  - ・樹林地、ため池等、緑空間の保全

## 4.4 見直し評価手順(概略)

「見直しの基本姿勢」と「見直しの視点」により、評価手順、評価項目を下図のように設定しました。

#### ■見直し評価手順概略図



### 〇必要性評価

・上位計画での位置付けの確認

「堺市マスタープラン」、「堺市緑の基本計画」での位置付けを確認し、 上位計画と整合を図ります。

・都市公園配置状況からの検証

現状の公園配置状況を検証し、対象公園が隣接する公園と誘致圏が重複していないか、空白地域を軽減するために必要であるかどうかを検証します。

・公園に求められる機能の検証

公園の機能である「防災」「環境」「景観」「利用 (レクリエーション・ 遊び場)」の4つの視点により、対象公園の必要性を検証します。

・小学校区内の一人当たり公園面積による検証

身近な地域(誘致圏域)だけでなく、小学校区内の一人当たり公園面積を算出し、区域としての整備水準の担保性を検証します。

必要性高い



#### 〇実現性評価

- ・必要性が高い公園区域について、長期的な視点から整備可能であるか どうかを検証します。
- ・都市計画の意義または、今後の社会 情勢の変化を考慮した、慎重な評価 とします。

実現性低い



必要性低い

#### 〇廃止後の土地利用等に対する配慮

廃止した場合、開発等により、市街地環境 の低下等を誘発しないかを確認し検証し ます。

実現性高い



存続対象の都市計画公園



※配慮が必要である場合 には 対策を確立した段 階で廃止

変更対象の都市計画公園

## 4.5 評価区分の設定

公園緑地は、規模や種別により利用者や求められる機能が異なることから、見直しに当たっては、「住区基幹公園」と「都市基幹公園等」に評価区分を大別し、評価を実施することとします。 「住区基幹公園」については、求められる機能は概ね同様のものとなっていることから、同一の評価フローや評価項目に基づいて評価します。

「都市基幹公園等」については、市民全体の多様なニーズに対応した広域的な利用も見込まれる公園緑地であり、公園ごとの目的や機能特性も異なるため、個別に勘案すべき事情が多いことから、一律に評価することは適切でないと判断し、個別に評価します。なお、その際には、「見直しの基本姿勢」及び「見直しの視点」の考え方を踏まえ、評価を行うものとします。

## ■「住区基幹公園」と「都市基幹公園等」の評価区分・方法

区分	評価方法
住区基幹公園 (街区公園、近隣公園、地区公園)	求められる機能は概ね同様のものとなっていることから、同一の評価フローや評価項目に基づいた評価。
都市基幹公園等 (総合公園、運動公園、風致公園、緩衝緑 地、都市緑地、墓園)	市民全体の多様なニーズに対応した、広域的な利用も見込まれる公園であり、公園ごとの目的や機能、特性も異なるため、一律に評価することは適切でないと判断し、個別に評価。 ※「見直しの基本姿勢」及び「見直しの視点」の考え方を踏まえ、評価を行う。

## 5. 住区基幹公園の評価

住区基幹公園の区分により評価を実施する公園については、以下の評価手順に基づき、評価を行います。

### (1) 必要性評価

都市計画公園を評価していくうえでは、まず、その必要性を評価する必要があります。 必要性の評価については、堺市全体あるいは、影響する地域全体としての公園の配置、規模、機 能等の検討を行い、将来のまちづくりにおける必要性を検証します。

#### ①上位計画での位置付けの確認

「堺市マスタープラン」、「堺市緑の基本計画」において「主な事業」、「早期に整備する主要な都市公園」として位置付けられている公園については、堺市の重要施策として事業を進めていく必要があると判断し、②~④の必要性評価を行わずに「実現性の評価」へ進むこととします。

#### ②都市公園配置状況からの検証

公園種別ごとに、住区基幹公園の標準的な誘致圏を指標として、堺市全体で適正な配置になっているかを確認し、必要性を検証します。

ただし、開設面積が公園種別の標準面積(街区 0.25ha 近隣 2.0ha 地区 4.0ha)を超えている場合又は都市計画公園決定区域外での開設(以下「超過開設」という。)により、開設面積が都市計画決定面積を超える場合は、必要とされる規模の公園が既に確保されていると考え、「②都市公園配置状況からの検証」は行わず、「③公園に求められる機能の検証」から行うこととします。

また、対象公園が市街化調整区域に位置し、誘致圏の大半が市街化調整区域にあるものについては、住区基幹公園の標準的な誘致圏を指標として、配置状況の検証を行うことは適切でないため、「③公園に求められる機能の検証」から評価を行うこととします。

具体的には、対象公園が街区公園であり、その周辺に既存の街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園が存在する場合には、対象公園よりも規模が大きい近隣公園、地区公園、総合公園であれば、街区公園としての機能も兼ね備えていると考えます。各既存の公園から、街区公園の誘致圏である 250m の圏域を描き、対象公園との重複率を算定することにより、どの程度、既存の整備済み都市公園が存在するかを確認し、必要性を検証します。(詳細については、次表に示す「公園種別ごとの誘致圏の考え方」、「誘致圏内の重複率の算定方法」を参照)

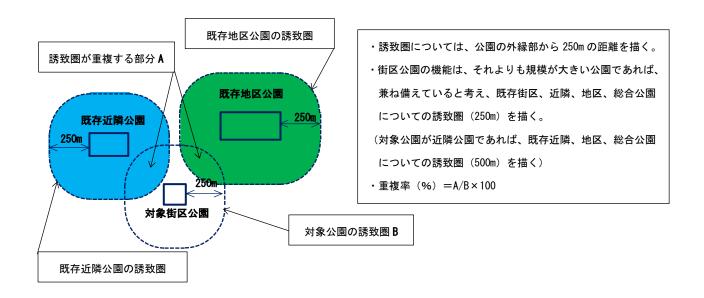
指標としては、整備済み公園との重複率が、50%以上の場合、対象公園の誘致圏内に既存の公園が包含されるため、公園が充足していると判断し、必要性が低いとします。

なお、街区公園については、誰もが歩いて行ける距離 (250m) に配置されているため、誘致圏の分断要素であると考えられる、鉄道、高速道路、幹線道路、河川等が存在する場合には、公園ごとに分断要素を考慮した上で、重複率を算定します。分断要素については、地域ごとに周辺の状況などが大きく異なることもあり、上述の分断要素を一律に考慮することは困難であるため、公園ごとに適切に判断することにします。

#### ■公園種別ごとの誘致圏の考え方

公	遠種別	内容
	4日 八国	対象公園の誘致圏(250m)と、既存の整備済み都市公園(街区、近隣、地区、
住	街区公園	総合)の誘致圏(250m)の重複率
住区基幹公園	で除り国	対象公園の誘致圏(500m)と、既存の整備済み都市公園(近隣、地区、総合)
幹公	近隣公園	の誘致圏(500m)の重複率
遠	地區八田	対象公園の誘致圏 (1.0km) と、既存の整備済み都市公園 (地区、総合) の誘
	地区公園	致圏(1.0km)の重複率

### ■誘致圏内の重複率の算定方法((例)対象公園:街区公園)



### ③公園に求められる機能の検証

公園の代表的機能である「防災」、「環境」、「景観」、「利用(レクリエーション・遊び場)」について、現況を確認し、都市計画決定当初に求められていた機能が今後も必要とされるかの検証を行います。

基本的には、開設区域も含めた対象公園の全域を一つの評価単位として考え、一部未着手公園 については、開設区域で機能が充足しているかを考慮して評価を行います。

なお、評価については、評価項目のうち一つでも必要性がある場合には、必要性が高いと判断 します。

評価内容、具体的な基準等は、次表に示すとおりです。

## ■評価基準

機能		評価項目	評価内容	具体的基準·定義·指標
防災	1-1	避難地	住民の避難場所等として必要か	【広域避難地の機能を有する都市公園】 広域避難地として位置づけられており、広域避難場 所面積が充足しているか。 広域避難圏域人口(2km圏域)に対し、一人当たり有 効避難面積が2㎡以上ない場合には、必要性が高 いと判断する。 【一次避難地の機能を有する都市公園】 対象公園周辺に一次避難地の機能を有する都市公 園や同等の機能を有する指定避難所(小学校・中学 校等)が充足しているか。 周辺の都市公園や指定避難所から半径500mの誘 致圏を描き、対象公園の誘致圏500mを概ねカバー できていれば必要性が低いと判断する。
	1-2	地区内の燃えやすさ	区域内及び近接して不燃領域率、木防建 ペい率による危険度の高い地域があるか	「堺市災害危険度判定調査」地区内の燃えやすさの評価において、「危険度3以上」であれば「延焼火災の危険性がある地区」とし、必要性が高いと判断する。 ※ただし、区域が「防火地域」「準防火地域」に指定されている場合は必要性が低いと判断する。
環境	2	新たな緑陰空間の創出	新たな緑陰空間(クールスポット)の創出 や生物多様性の確保に寄与するものか	誘致圏域内において、未着手区域と同等規模以上の一団の樹木・樹林地(緑の現況調査による)がなければ必要性が高いと判断する。 ※樹木・樹林地は、緑の現況調査における樹木・樹林地、雑木林、低木地を指す。
景観	3	歴史・文化	公園区域内あるいは近接して、景観上重 要な歴史的文化資源等があるか	指定文化財のうち、古墳等の史跡、庭園等の名勝、 天然記念物となっている樹木、建造物など、公園と 一体的に景観を形成するものがあれば必要性が高いと判断する。
利用	4	レクリエーション・遊 び場	新たなレクリエーション・遊び場が必要か	誘致圏域内において、未着手区域と同等規模以上 の都市公園がなければ必要性が高いと判断する。

## ④小学校区内の一人当たり公園面積による検証

対象公園の誘致圏だけでなく、身近な地区全域の公園整備水準を検証する意味から、対象公園が位置する小学校区の開設済み都市公園面積を校区人口で割ることにより算出した「一人当たり公園面積」を確認し、市街地の標準値である「5 m²/人」(都市公園法施行令第 1 条の 2)以上でなければ、その地域には公園が少ないと考え、必要性が高いと判断します。

## (2) 実現性評価

これまでの評価により、「必要性が高い」となった公園について、「実現性評価」を行います。「実現性評価」に当たっては、今後の社会情勢等の変化を考慮し、単に財政上の理由により、存

続、廃止(一部・全域)の判断はしないものとしますが、未着手区域が、地形上の制約(崖地、 急傾斜地などの高低差等)により物理的に整備が困難な場合、あるいは、地域の人々の暮らしと 深くかかわっており、長期間において土地利用の継続が見込まれる寺社仏閣や墓地等が公園区域 内に存在しており、公園整備を実施することが困難である場合は、実現性が低いとします。

なお、上記以外の現地固有の事情等についても踏まえた上で、総合的に評価することとします。

#### (3) 廃止後の土地利用等への配慮

これまでの評価により、「必要性が低い」、「実現性が低い」となった公園について、「廃止後の 土地利用等への配慮」の必要性を検証します。

都市計画公園区域の廃止は、現状の建築制限を解除し、現行法の許す範囲で新たな土地利用を促すものです。ただし、一方で、廃止後の開発等により、地域における緑の質と量、市街地環境の低下を誘発することも考えられます。また、周辺の都市計画(用途地域等)との整合を図ることも必要です。

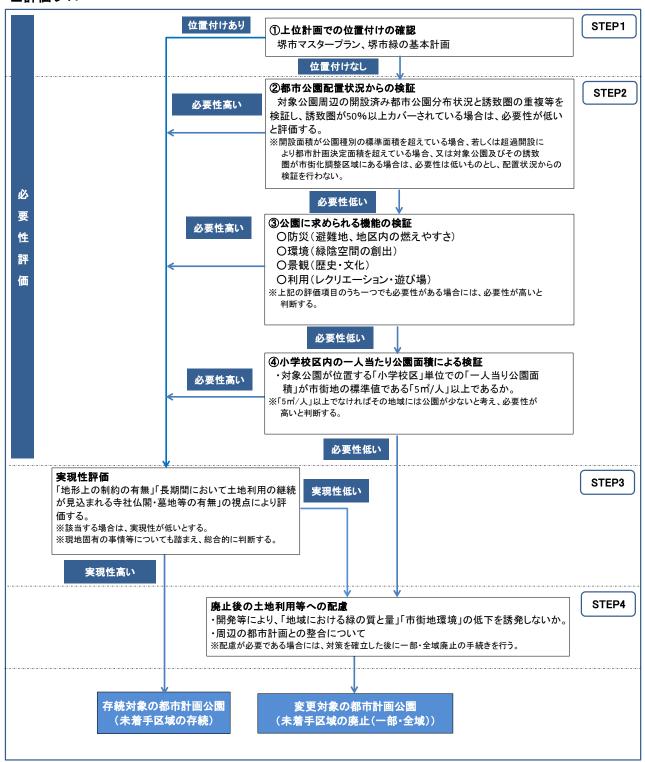
したがって、廃止時期の決定に当たっては、次の例示などを参考にしながら、個々の事情等を 踏まえたうえで、慎重かつ総合的に判断するものとします。

また、土地利用等に対する配慮が必要である場合には、地域制緑地の導入等、地域の緑の保全、 創出に関する対策などを確立した後に、一部・全域廃止の手続きを行います。配慮が不要な場合 には、そのまま、一部・全域廃止の手続きを行います。

## ■配慮の必要性が低い例

現況が学校などの公共施設、寺社仏閣、墓地等であり、長期間において土地利用の継続が見込まれる場合

#### ■評価フロー



## 6.今後の都市計画公園見直しについて

都市計画公園見直しガイドラインの策定後、ガイドラインに基づき、見直し対象公園を評価することにより、「存続対象の都市計画公園(未着手区域の存続)」と「変更対象の都市計画公園(未着手区域の廃止 (一部・全域))」に分類します。

「変更対象の都市計画公園 (未着手区域の廃止 (一部・全域))」については、順次、都市計画変更の手続きを進めていきます。

また、一定期間を経たのち、ガイドラインの見直しも含め、長期未着手公園の都市計画変更の必要性を再検証することとします。

## (参考) 存続する都市計画公園に対する取り組み

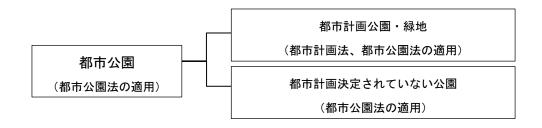
既に事業着手済み及び存続する都市計画公園については、限られた財源の中で効果的かつ効率的 に整備を進めるため、今後の整備予定を示した「(仮称) 都市計画公園整備プログラム」を策定しま す。

# 参考資料

## 資料-1都市計画公園・緑地について

## (1) 都市計画公園・緑地とは

都市公園のうち都市計画法に基づいた都市計画決定手続きを経て都市施設として位置づけられた公園・緑地を都市計画公園・緑地といいます。



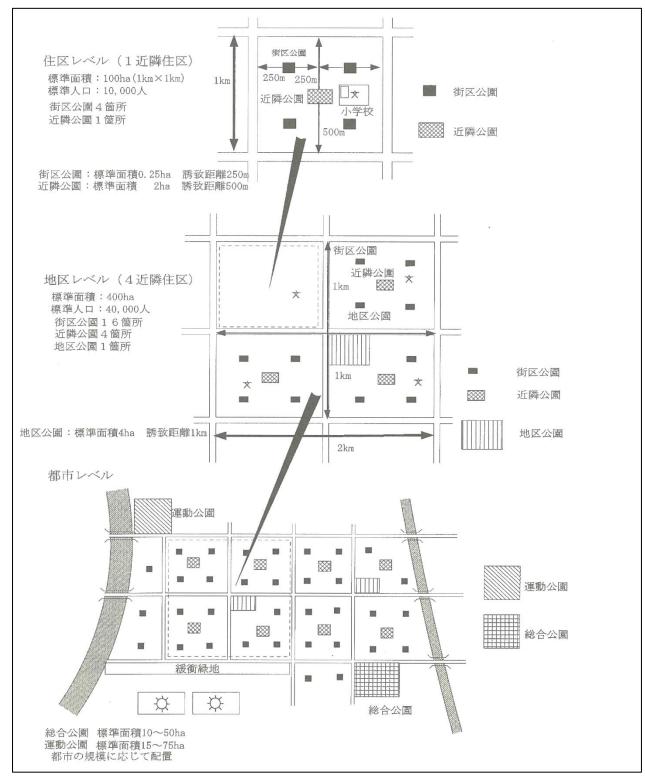
## (2) 都市計画公園・緑地の種別

都市計画公園・緑地の種別は公園の持つ機能から下記のように分類され、その役割に応じて規模の考え方は以下のとおりになっています。

## ■都市計画公園・緑地の種別

種類	種別	内容	標準面積
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2.0ha
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4.0ha
都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、 運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10ha∼50ha
	運動公園	主として運動の利用に供することを目的とする公園	15ha∼75ha
特殊公園		風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的と する公園	_
緑地 (緑道·都市緑地·緩衝緑地·都市林)		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景 観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	_

## ■都市計画公園の標準的な配置基準



出典:『公園緑地マニュアル平成 24 年度版(一社日本公園緑地協会)』

※上記の標準的な配置基準については、都市公園法施行令改正(平成15年)により廃止されているが、参考として示されている。

## (3) 都市計画公園に求められる機能

公園録地の効果は、都市の防災拠点、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、そして魅力ある本市の景観を形成するなどの存在効果や、市民のレクリエーションや休息の場としての利用効果など多様な機能があります。

## ■都市計画公園に求められる機能

効果の分類	内容				
存在効果	①都市形態規制効果	・無秩序な市街化の連坦の防止等都市の発展形態の規制あるいは誘導			
・公園緑地が存在す	②環境衛生的効果	果・ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調整、騒音・振動の吸収、			
ることによって都		防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等			
市機能、都市環境	③防災効果	・大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、			
等都市構造上にも		災害危険地の保護等			
たらせる効果	④心理的効果	・緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対す			
		る愛着意識の涵養			
	⑤経済的効果	・緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・			
		歴史遺産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値			
	⑥自然環境保全効果				
	⑦生物の生息環境保全効果				
利用効果	①休養・休息の場				
・公園緑地を利用す	②子どもの健全な育成の場				
る都市住民にもた	③競技スポーツ、健康運動の場				
らされる効果	④教養、文化活動等様々な余暇活動の場				
	⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場				

## ■公園緑地の効果



出典:『公園緑地マニュアル平成 24 年度版 (一社日本公園緑地協会)』

# 資料-2「堺市緑の政策審議会(部会)」開催経過

## (1) 開催状況

年月日	会議名称	内容	
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度 第 2 回堺市緑の政策審議会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について(諮問)	
平成 27 年 5 月 7 日	平成 27 年度 第1回堺市緑の政策審議会 部会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について (都市計画公園の現状、今後の検討進 め方について)	
平成 27 年 8 月 11 日	平成 27 年度 第 2 回堺市緑の政策審議会 部会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について (ケーススタディ、今後のスケジュー ルについて)	
平成 27 年 10 月 16 日	平成 27 年度 第 3 回堺市緑の政策審議会 部会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について (全体フロー、必要性評価について)	
平成 28 年 1 月 18 日 平成 28 年 1 月 21 日	緑の政策審議会部会 (都市計画公園見直し) 現地視察	部会委員の現地視察、意見交換	
平成 28 年 3 月 16 日	平成 27 年度 第 4 回堺市緑の政策審議会 部会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について (実現性評価、廃止後の配慮について)	
平成 28 年 6 月 29 日	平成 28 年度 第 1 回堺市緑の政策審議会 部会	堺市都市計画公園見直しガイドライン 策定について (ガイドライン案全体について)	

## (2) 部会委員名簿

役職	氏名		所属団体及び職名
部会長	増田 昇	学識経験者	   大阪府立大学大学院生命環境科学研究科・教授 
副部会長	藤原 宣夫	学識経験者	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科・教授
部会委員	加我 宏之	学識経験者	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科・准教 授
部会委員	嘉名 光市	学識経験者	大阪市立大学大学院工学研究科 ・准教授
部会委員	藤田 香	学識経験者	近畿大学総合社会部・教授
部会委員	寺川 裕子	市長が適当 と認める者	NPO 法人共生の森・副理事長